

○上野原市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例

平成17年6月30日

条例第205号

改正 令和5年3月24日条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ規則で定める事項を明示して、法人その他の団体（以下「団体等」という。）を公募するものとする。

(申請)

第3条 前条の規定により、指定管理者の指定を受けようとする団体等は、規則で定める申請書に次に掲げる書面を添えて、市長等に申請しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書面

(選定)

第4条 市長等は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから、当該申請に係る公の施設の指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、当該公の施設の利用者の平等な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、当該公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 指定管理者の指定を受けようとする団体等が、事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う人的及び物的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

2 市長等は、前項の規定により選定した団体等（以下「被選定者」という。）を指定管理者に指定することが不可能になり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたときは、申請者（当該被選定者を除く。）の中から再度同項の規定により指定管理者となるべき団体等を選定することができる。

3 市長等は、第1項の規定により、候補者を選定するときは、あらかじめ上野原市指定管理者選定審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴くものとする。

4 審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(選定の特例)

第5条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の規定による公募によらずに候補者を選定することができる。

(1) 公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を最も効率的に達成することができる団体等があると認められるとき。

(2) 第11条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき又は指定管理者が管理を辞退したときで、緊急に新たな指定管理者を指定する必要があると認めるとき。

2 前項の規定により候補者を選定するときは、市長等は、あらかじめ選定しようとする団体等と協議し、第3条の規定により申請を行わせるものとする。

(指定)

第6条 市長等は、前条で選定した候補者を議会の議決を経て、当該施設の指定管理者として指定しなければならない。

2 指定管理者の指定には、当該施設の管理上必要な条件を付することができる。

3 市長等は、第1項の規定に基づく指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第7条 指定管理者は、指定期間の開始前に市長等と当該施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内にその管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第11条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日の翌日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施及び利用の状況

(2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績

(3) 管理に係る経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要な事項

(業務報告の聴取等)

第9条 市長等は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(業務の休廃止)

第10条 指定管理者は、その指定の期間において、指定施設の管理に係る業務を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長等の承認を得なければならない。

(指定の取消し等)

第11条 市長等は、指定管理者が第9条の規定による報告をせず、調査を拒み、又は指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による指定管理施設の管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損失が生じても、市長等はその賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第12条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設及びその設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第13条 指定管理者は、故意又は過失により、その管理する公の施設又はその設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市長等に賠償しなければならない。ただし、市長等が特別な事情があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(秘密保持義務等)

第14条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、公の施設の管理の業務に関し知り得た秘密を漏らし、又は自らの利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。

2 指定管理者は、公の施設の管理の業務に係る個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

3 指定管理者は、公の施設の管理の業務に係る情報の公開について、上野原市情報公開条例（平成17年上野原市条例第9号）の規定を遵守し必要な措置を講じなければならない。

(令5条例7・一部改正)

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月24日条例第7号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。